

## 宮崎県企業局特定建設工事共同企業体取扱試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県企業局が発注する特定建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（令和元年11月29日定め。以下「入札参加資格要綱」という。）第12条の規定に基づき、宮崎県企業局（以下「局」という。）が発注する建設工事及び設計・施工一括発注（以下「建設工事等」という。）に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

2 この要領において「特定建設工事共同企業体」とは、局が発注する特定の建設工事等の受注を目的として、次に定めるところにより結成される共同企業体をいう。

#### (1) 甲型共同企業体（共同施工型）

ア 共同企業体により施工しようとする建設工事等の種類の全部が構成員のいずれかの許可業種に対応していること。

イ 各構成員についてそれぞれの許可業種の全部又は一部がその工事の種類の一部又は一部に対応していること。

#### (2) 乙型共同企業体（分担施工型）

共同企業体が定めた分担工事の種類と当該構成員の許可業種が対応していること。

### (対象工事)

第3条 特定建設工事共同企業体を入札に参加させることができる特定の建設工事等（以下「対象工事」という。）の種類及び規模並びに設計金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 対象工事の種類及び規模

ア 総合評価落札方式（技術提案評価型）試行要領（令和元11月29日定め）に基づいて実施する建設工事等

イ 大規模工事であって技術的難易度の高い建設工事等（道路、橋梁、トンネル、ダム、せき、発電所、工業用水道等の土木構造物であって大規模なもの、大規模建築、大規模電気及び機械設備等の建設工事等）

ウ 特殊工法を要すること等により、県内業者への建設技術移転を目的として行う建設工事等

#### (2) 対象工事の設計金額

前号イに該当する建設工事等にあつては、以下に規定する設計金額以上の建設工事等を対象とする。

建設工事等の種類	設計金額
土木一式工事	5億円以上
建築一式工事	5億円以上
電気、機械設備工事	5億円以上
その他の建設工事等	2億円以上

2 前項第1号イに該当する建設工事等にあつては、工事内容より特定建設共同企業体の入札参加を認める場合においては、同項第2号に規定する規模に満たない場合であっても、企業局技術審査会設置要綱（平成15年9月1日定め）に規定する技術審査会及び企業局入札参加資格審査要領（昭和56年6月20日定め）に規定する入札参加資格審査会の審査（以下「審査会の審査」という。）を経て、対象工事とすることができる。

3 第1項に該当する建設工事等の中で、工事の規模及び技術的難易度又は過去の工事実績から、対象工事を確実に円滑に施工できると認められる場合には、特定建設共同企業体により行わせる競争に当該単体有資格業者を当該工事に参加させることができるものとする。

（構成員の数）

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、甲型共同企業体（共同施工型）においては2又は3とし、乙型共同企業体（分担施工型）においては対象建設工事等毎に設定するものとする。

（構成員の組合せ）

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。なお、対象業種が入札参加資格要綱第7条第2項に規定する等級区分に応じた格付けを行う業種（以下「格付業種」という。）にあつては、土木一式工事及び建築一式工事については特A級のみ、又は特A級及びA級、その他の建設工事等についてはA級に格付けされた有資格業者による組合せであるものとするが、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定の適用を受ける工事においては、等級区分の指定を行わないこととする。

（1） 甲型共同企業体（共同施工型）

対象業種に係る有資格業者による組合せであること。

（2） 乙型共同企業体（分担施工型）

対象工事毎に設定する有資格業者であつて、異なる業種のものによる組合せとする。

（構成員の要件）

第6条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。ただし、各構成員は、対象工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 対象業種に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する許可業種につき、許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- (2) 対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、かつ、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (3) 対象業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(出資比率)

第 7 条 特定建設工事共同企業体の各構成員の出資比率の最小限度は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 甲型共同企業体（共同施工型）
  - ア 構成員の数が 2 の場合 30%
  - イ 構成員の数が 3 の場合 20%
- (2) 乙型共同企業体（分担施工型）

構成員において決定するものとする。

(代表者の選定方法)

第 8 条 特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 甲型共同企業体（共同施工型）

構成員のうち最大の施工能力を有する者とし、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
- (2) 乙型共同企業体（分担施工型）

構成員において決定された者とするものとする。

(結成方法)

第 9 条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(資格審査申請等)

第 10 条 宮崎県企業局長（以下「局長」という。）は、特定建設工事共同企業体を入札に参加させようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 甲型共同企業体（共同施工型）
  - ア 特定建設工事共同企業体に参加できる入札である旨及び当該工事名

- イ 工事場所
  - ウ 工事の概要
  - エ 入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所
  - オ 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件、出資比率及び代表者の要件
  - カ 入札参加資格審査申請に必要な書類
  - キ 認定資格の有効期間
  - ク その他必要と認める事項
- (2) 乙型共同企業体（分担施工型）
- ア 特定建設工事共同企業体に参加できる入札である旨及び当該工事名
  - イ 工事場所
  - ウ 工事の概要
  - エ 入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所
  - オ 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件
  - カ 入札参加資格審査申請に必要な書類
  - キ 認定資格の有効期間
  - ク その他必要と認める事項

2 入札参加資格の認定に係る申請を行おうとする特定建設工事共同企業体は、次の各号に掲げる書類を所定の日までに局長に提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第2号）
- (3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- (4) 同種工事施工実績調書（別記様式第3号）
- (5) 主任（監理）技術者の資格・工事経験調書（別記様式第4号）
- (6) その他入札参加資格の認定に必要と認める資料

（資格審査等）

第11条 局長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い審査の結果、この要領の規定に基づく要件を満たしていると認められるときは、当該特定建設工事共同企業体を有資格業者として認定するものとする。この場合、甲型共同企業体（共同施工型）において、認定に係る建設工事の種類が格付業種であるものにあつては、最上位等級に格付けされたものとみなす。

2 前項に規定する認定を受けた特定建設工事共同企業体は、要綱第7条第4項に規定する建設業者等有資格業者名簿に登載された者とみなす。

3 発注工事の予定価格に対応した等級を各構成員に求めることを原則とする。なお、特に必要と認められる場合には、工事の内容や入札参加可能業者数などを勘案して緩和することができるもの

とする。

- 4 局長は、第1項の規定による審査の結果、入札参加資格の認定をしなかった者については、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書（別記様式第5号）によりその旨を代表者に通知するものとする。

（有効期間）

第12条 特定建設工事共同企業体の有効期間は、入札の結果、局が契約を締結した特定建設工事共同企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

- 2 契約企業体の有効期間は、契約に係る対象工事の完成後3月を経過した日までとする。

ただし、当該期間満了後であっても当該工事につき契約不適合責任がある場合には、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

附 則

この要領は、令和元年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

宮崎県企業局長 殿

共同企業体の名称

構成員 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

構成員 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

構成員 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、関係書類を添えて入札参加資格の認定に係る審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 構成員の名称等

構成員の名称	許可を受けている建設業		
	許可番号	許可年月日	許可業種
	—		
	—		
	—		

2 工事の内容等

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事期間

※ 構成員数に応じて適宜変更すること。

別記様式第2号（第10条関係）

〇〇〇〇特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当特定建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 宮崎県企業局発注に係る〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
  - (2) 前号に附帯する事業
- （名称）

第2条 当特定建設工事共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。

2 当企業体は、建設工事を請け負うことができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者 〇〇 〇〇

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者 〇〇 〇〇

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者 〇〇 〇〇

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇〇〇株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社 〇〇%

商号又は名称 ○○○○株式会社 ○○%

商号又は名称 ○○○○株式会社 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員を持って運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、建設工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(工事途中における構成員の脱退に対する処置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該



構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、種類又は品質に関して契約内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自所持するものとする。

年 月 日

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

別記様式第2号（第10条関係）

〇〇〇〇特定建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当特定建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 宮崎県企業局発注に係る〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当特定建設工事共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者 〇〇 〇〇

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者 〇〇 〇〇

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者 〇〇 〇〇

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇〇〇株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇工事

商号又は名称 ○○○○株式会社

○○工事

商号又は名称 ○○○○株式会社

○○工事

商号又は名称 ○○○○株式会社

2 前項に規定する分担工事の価額については、次条の運営委員会にて別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員を持って運営委員会を設け、第1条に規定する建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が第1条に規定する建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇〇〇特定建設工事共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自所持するものとする。

年 月 日

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇特定建設工事共同企業体協定書（乙）第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇特定建設工事共同企業体協定書（乙）第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇工事

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇円

〇〇工事

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇円

〇〇工事

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇円

〇〇〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇特定工事共同企業体

代表者 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

同種工事施工実績調書

工（工種・工法を指定する場合）

会社名

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体／JV(出資比率)
工 事 概 要		

- 備考
- 1 公告に掲げる同種工事の要件を満たす工事の施工実績を記載すること。
  - 2 記載した工事についてCORINS登録した工事カルテの写しを添付すること。ただし、CORINS登録していない工事等については、請負契約書の写し又は発注者の証明書及び工事内容並びに引渡し完了したことが確認できる書類を添付すること。
  - 3 共同企業体（JV）での施工実績を記載する場合において、CORINS登録していない工事等については、JV協定書の写しを添付すること。
  - 4 JVの各構成員についてこの調書を作成すること。

別記様式第4号（第10条関係）

主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書  
会社名

配置予定技術者氏名		
生 年 月 日		年 月 日（ 歳）
採用 年 月 日		
最 終 学 歴		
法令による資格・免許 (資格者証等の写しを添付すること)	資格の名称	
	取得年月日	
	登録番号	
工事経験の概要	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人/主任(監理)技術者/その他( )
	工 事 内 容	
手持工事の状況	手持工事の有無	あり・なし
	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	従 事 役 職 名	監理技術者/主任技術者/現場代理人
	引渡(完了検査)予定年月日	
	備 考	

備考 1 公告に掲げる同種工事の要件を満たす工事の経験を記載すること。

2 記載した工事についてCORINS登録した工事カルテの写しを添付すること。また、CORINS登録していない工事等については、請負契約書の写し又は発注者の証明書及び工事の内容並びに引渡し完了したことが確認できる書類を添付すること。ただし、当該工事が同種工事施工実績調書に記載した工事と同一のものである場合、工事カルテ等の添付を要しない（以下、次項において同じ）。

3 共同企業体（JV）での施工実績を記載する場合において、CORINS登録していない工事等については、JV協定書の写しを添付すること。

4 手持工事とは、配置予定技術者が開札日において監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事している施工中の他の工事（民間を含む。）をいう。なお、手持工事の引渡（完了検査）日が本工事の開札日以降となる場合、備考欄に対処等を記入すること。

5 複数の配置予定技術者を申請する場合は、契約日までに1名を選択すること。なお、契約締結後の配置技術者の変更は、当該技術者の死亡、退職又は休職の場合を除き、原則として認めないので留意すること。

6 配置予定技術者の要件確認書類として、健康保険被保険者標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額通知書の写しのほか他に指示する資料並びに監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付すること。

7 JVの各構成員についてこの調書を作成すること。

8 施工実績を求めている場合は、「工事経験の概要」欄を記入する必要はない。

年 月 日

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書

宮崎県企業局長 ㊟

年 月 日付けで申請のあった下記工事に係る入札参加資格について、審査の結果、資格の認定をしなかったもので、通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
共 同 企 業 体 の 構 成 員	所 在 地 商号又は名称 代表者氏名
	所 在 地 商号又は名称 代表者氏名
	所 在 地 商号又は名称 代表者氏名
認定しない理由	